

介護予防・福祉用具販売重要事項説明書



1. 福祉用具貸与事業所おおつかの概要

① 提供できるサービスの種類と地域

名 称	福祉用具貸与事業所 おおつか
所 在 地	東京都八王子市大塚796-1
電話連絡先	042-675-5533
介護保険指定番号	1372904274
サービスを提供する地域	日野市・多摩市・八王子市・立川市・昭島市にお住まいの方

＊対象地域・・・上記以外の方でご希望の方はご相談ください、上記地域内でもご利用できない場合もございます。詳細はセンターまで。

② 職員体制

	資格	業務内容	計
管理者	福祉用具専門相談員	施設運営一元管理兼務	1名以上
福祉用具相談員	福祉用具専門相談員	相談援助	2名以上

③ 営業日及営業時間

営業日	月曜日～金曜日但し、祝祭日及び12/31～1/3までを除く
営業時間	9時00分～18時00分

④ 福祉用具を居宅へ搬入・搬出する時間帯

搬入可能日	月曜日～金曜日但し、祝祭日及び12/31～1/3までを除く
搬入可能時間	9時30分～17時30分

※ 搬入・搬出には料金がかかります。

※ お客様の希望の日付及び時間が指定できますが、ご希望に添えない場合がございます。

2. 利用料金

① 利用料

〔特定福祉用具販売料金表（例）〕

種目	品名	販売価格(税込)
腰掛便座	安寿 家具調トイレパ°外	35,200円～
入浴補助用具	安寿 折りたたみシャワ°ベンチ	29,700円～
特殊尿器	自動採尿器スットクリ°ソ	73,700円～
簡易浴槽	浴槽キュー湯っくん	71,280円～
移動用リフトのつり具	スリグ°シート	33,000円～

上記の商品はほんの一部です。他の商品につきましては当社が配布するカタログをご覧ください。

② 交通費

通常の実施地域を越えての指定福祉用具販売に係る交通費及び搬入費については、その実費を徴収致します（送料・フェリー代金・通行料、など）。

※自動車を使用した場合の交通費は、別途路程通常の事業の実施地域を超えて1キロメートル当り50円を実費として徴収致します。

③ その他の費用として、支払いを受ける場合には、ご利用者または、ご家族に対して事前に説明いたします。

④ 料金の支払い方法

【受領委任払い】

利用者が、費用の自己負担分（1割分・2割分若しくは3割分）のみを事業者に支払い保険給付される（7割分・8割分若しくは9割分）は、保険者から利用者が受領に関する委任を受けた事業者に直接支払います。

【償還払い】

利用者が、いったん費用の全額（10割分）を事業者に支払い、その後、保険者に申請して自己負担分（1割分・2割分若しくは3割分）を除く保険給付分（7割分・8割分若しくは9割分）の支給を受けます。

3. サービスの提供にあたって

① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

② 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具販売の目的を達成する為に必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めます。

③ 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

④ 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。

⑤ 福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成します。

⑥ 福祉用具販売計画の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。

⑦ 福祉用具販売計画は、利用者に交付します。

⑧ 福祉用具販売計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行います。

⑨ 従業者に対する暴言・暴力・ハラスメント等、社会通念上許容できない行為はお控えいただけますようお願いいたします。これらの行為が認められた場合、サービスの停止や契約を解約することがあります。

⑩ 利用者及びご家族がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで利用者宅訪問はできません。

4. 福祉用具専門相談員の禁止行為

福祉用具専門相談員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

① 利用者又は、そのご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

② 利用者又は、そのご家族からの金銭、物品、飲食の授受

③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービスの提供（大掃除など）

⑤ 医療行為

⑥ その他利用者又は、家族等に対して行う宗教活動、政治活動、その他迷惑行為

⑦ 身体拘束その他利用者の行動を福祉用具その他の物品を用いて制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

5. 事故発生時等緊急の対応

- ① 利用者に対する指定福祉用具販売提供により事故が発生した場合は区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置をすみやかに講ずる。
また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ② 事故の状況及び事故に対して採った処置について記録を行う。

6. 身分証携行義務

福祉用具専門相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

7. 福祉用具の故障等の連絡について

福祉用具の不具合等があった場合、事業所にお申し出ください。早急に対応させていただきます。

10. サービス内容に関する苦情

- （１）福祉用具販売事業所おおつかが提供するサービスについて利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付ける為の窓口を設置し、誠心誠意、迅速に対応いたします。
- 苦情対応窓口
- 本社

有限会社あいむケアサービス

担当

統括本部長

電話

０４２－６７４－５７７７
- （２）相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- 相談受付→利用者からの苦情・相談発生→管理者へ連絡→各関係機関・会社に報告・連絡
・相談と同時に苦情相談の対処→随時利用者へ経過状況、結果報告.→再発防止の為の会議を開催、一般化、普遍化される内容はマニュアル化→苦情は職員へ周知し再発防止に努めます。
- （３）その他
- ① 国保連合会苦情相談窓口
- 電話 ０３－６２３８－０１７７（土・日・祝を除く９時～１７時まで）
- ② 市役所（保険者）
- ☒ された保険者があなたの相談窓口です

☐ 日野市 電話 ０４２－５１４－８５０９（健康福祉部高齢福祉課・介護保険係）

☐ 八王子市 電話 ０４２－６２０－７４２０（福祉部介護保険課給付担当）

☐ 多摩市 電話 ０４２－３３８－６９０１（健康福祉部介護保険課）

☐ 立川市 電話 ０４２－５２８－４３７０（福祉保健部介護保険課）

☐ 昭島市 電話 ０４２－５４４－５１１１（保険福祉部介護福祉課）

8.非常災害対策

非常災害対策は下記のような内容で取り組んでいます。

- ・ 防災時の対応

職員による利用者の身体状況に合わせた避難誘導
- ・ 防災設備

火災報知器・消火器の設置
- ・ 防災訓練

年２回実施
- ・ 防火責任者

管理者

9. 虐待の防止について

虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

11. 当社の概要

法人名称	有限会社あいむケアサービス
代表者	代表取締役 鈴木 勝啓
本社所在地	東京都八王子市大塚７９６－１
電話	０４２－６７４－５７７７
法人設立年月日	2000年2月21日

施設・拠点等

- ・ 介護予防通所介護・通所介護事業所・通所型サービス

3ヵ所
- ・ 介護予防支援・居宅介護支援事業所

1ヵ所
- ・ 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

1ヵ所
- ・ 特定福祉用具販売

1ヵ所
- ・ 住宅改修事業

1ヵ所

締結日 年 月 日

本書を2通作成し、利用者、事業者が記名押印の上1通ずつ保有するものとします

事業者

所 在 地

〒192-0352 東京都八王子市大塚796-1

事業所名

福祉用具貸与事業所 おおつか 印

説明者 氏 名

利用者 氏 名 印

代理人 氏 名 印